第71期

事業報告書

2023

R4.4.1 ▶ R5.3.31

ふれあいを大切に 102 年

世田谷信用金庫

ごあいさつ

さわやかな初夏の季節を迎え、皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

また新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

第71期（令和４年度）の事業概要のご報告にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

令和４年度の金融経済環境は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和等によって経済社会活動の正常化が進み、個人消費の持ち直しをはじめ景気は穏やかな回復基調で推移しましたが、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源･エネルギー価格の高騰に加え、世界的なインフレの進行抑制に対する欧米諸国での政策金利の引き上げに伴う大幅な為替変動等、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当金庫として『不易流行』を基軸にめまぐるしく常識が移り変わる現代社会において不変を柱に変化する価値共創を行い地域にとって最良のパートナーである協同組織金融機関を続けていく次第で御座います。

令和５年度につきましてもコロナ禍における健康への脅威や少子・高齢化への対応、そして急速に進展する社会のデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取り組みは産業構造や社会経済に変革をもたらしますが、当金庫はこれからも地域との共存共栄を図り、皆さまの課題解決に貢献し、未来を切り拓く力強い金融機関を目指して進んで参ります。

これからも地域に必要とされる金融機関であり続けるため、当金庫は令和４年４月にスタートした新長期経営計画『地域No.1 金融機関』では２つの基本テーマ「顧客満足 No.1」「職員満足 No.1」を掲げ地域密着型金融を役職員一同尽力して参る所存で御座います。

何卒、今後とも一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げご挨拶と致します。

令和５年６月

理事長　大場信綱

事業の概況

1 預金・貸出金の推移

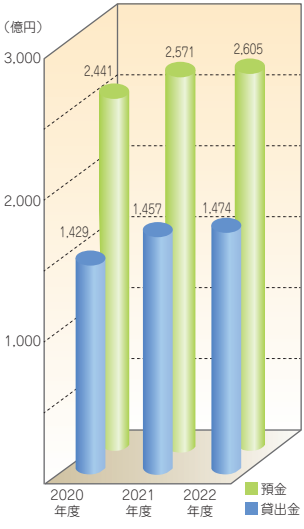

2 出資金・会員数の推移

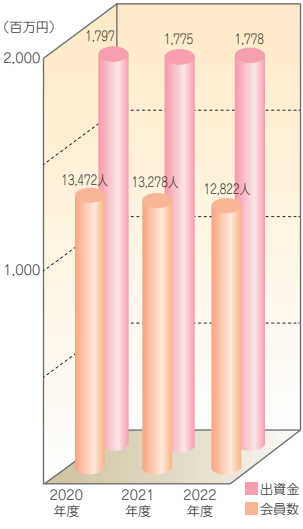

3 有価証券保有残高の推移

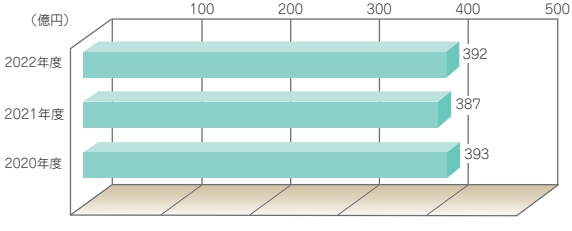

当金庫はお客さまからお預かりしたご預金を、ご融資による運用の他に一部有価証券等で運用しております。また、自治体発行の債券引受など地域貢献につながる投資も行っております。なお、安全性と流動性を重視し、国内の有価証券のみに投資しております。

4 当期純利益の推移

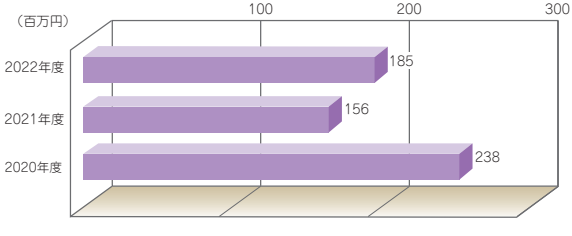

安心のポイント

自己資本比率の推移

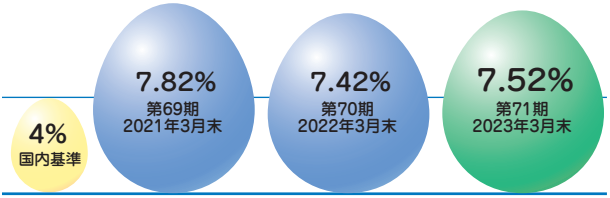

自己資本比率は、信用金庫等国内でのみ業務を行う金融機関の基準である4%を上回っております。
引き続きお客さまに更なる安心をお届けするため、自己資本の充実に向けて努力を続けてまいります。

信用リスクの状況

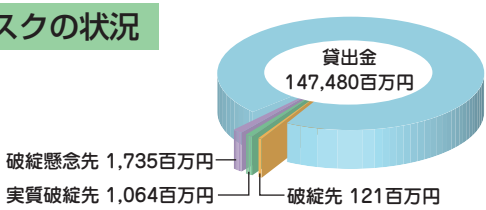

保全状況

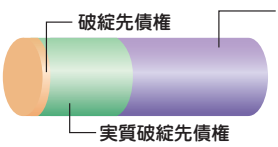

経営破綻の状態ではないが財務状態及び経営成績が悪化し、約定通り返済ができない可能性のある債権

2,920百万円・・・・A

2,874百万円・・・・B

$$保全率 \frac{B}{A} = 98.40\%$$

破綻先と実質破綻先については、自己査定に基づいて回収不能と判断された貸出金を直接減額処理し、破綻懸念先については回収懸念額のうち必要額を引当て計上しております。

CSRに向けた取り組み

新理事長就任

第 70 回通常総代会並びに理事会におきまして、理事長大場信秀が会長に就任し、専務理事 大場信綱が理事長に就任いたしました。 地域のイベントや業界内の会合に積極的に参加し、 地域の活性化、 業界の発展に尽力しております。

令和４年６月

地域行事に参加

地域のお祭りや盆踊りをはじめ「せたがやボロ市」「せたがやホタル祭りとサギ草市」「文化財防火デー」「世田谷区民ゲートボール大会」「世田谷区ゴルフ連盟ゴルフ大会」等の地元行事に積極的に参加しております。
3 年ぶりの開催となりました「せたがやボロ市」では、新理事長を中心に地元商店主、役所職員、近隣の学生等の協力を得て、多くの来場客が見守る中、市町代官見廻り行列が実施されました。

せたがやボロ市　令和4年12月

代官行列　令和4年12月

チャリティーイベントを実施

せたがやボロ市　令和4年12月

せたがやホタル祭りとサギ草市
せたしん縁日　令和4年8月

CSRに向けた取り組み

文化・教育・福祉における社会貢献活動の一環として、寄附をさせていただきました

「せたがやボロ市」「せたがやホタル祭りとサギ草市」「せたしんカップゴルフ大会」でのチャリティー等を通じ、世田谷区社会福祉協議会へ寄附金をお届けすることができました。皆さまのご協力に御礼申し上げます。

世田谷区社会福祉協議会にお届けいたしました（令和４年12月）

地域の持続可能な発展に取り組んでおります

信用金庫の中央組織、信金中央金庫が創設した地方創生スキーム「SCBふるさと応援団」制度を活用（企業版ふるさと納税）して、世田谷区が事業者の挑戦を支援する「地域連携ハンズオン支援事業」を対象事業として寄附金をお届けいたしました。

「世田谷区」にふるさと応援団寄附金をお届けいたしました（令和５年２月）

地域経済活性化の支援に取り組んでおります

創業支援事業の実施、ビジネス交流会、キラリ輝く個店グランプリ、ビジネスセミナー、融資相談会、法律相談会の開催、外部専門家の派遣等、協定を締結した世田谷区、世田谷区商店街連合会をはじめ地元諸団体と連携協力し地域経済活性化に取り組んでおります。

第25回 ビジネス交流会

第７回 キラリ輝く個店グランプリ

相続･不動産活用などお客さまの『お悩み』にお応え致します

玉川支店に併設の「コンサルティングプラザ」では、不動産の有効活用や相続・遺言などお客さまの様々な悩み事を解決するため、当金庫職員及び外部専門家による相談、アドバイスを行っております。どうぞ、お気軽にお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル 0120-86-5036
月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

SDGsに関する取り組み

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール･169のターゲットで構成されています。

当金庫は、地域社会の一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、その取り組みを通じて持続可能な地域社会の実現に努めております。

反社会的勢力の排除への取り組み

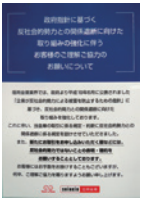

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力対応基本方針」を定め、これを遵守しております。また、反社会的勢力による不当要求等に備え、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を保ちながら反社会的勢力排除に取り組んでおります。

苦情処理措置・紛争解決措置等の取り組み

「金融分野におけるADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」を踏まえ、お客さまからの苦情等のお申出に迅速、公平かつ適切に対応するため、東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）が設置運営する仲裁センターおよび全国しんきん相談所と連携し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」を店頭およびホームページ等で公表し、お客さまからの苦情・紛争解決に向けた態勢を整備しております。

財務諸表

貸借対照表

第71期（2023年3月31日現在）

科目	金額（千円）
（資産の部）	
現金	**2,540,661**
預け金	**72,825,004**
買入金銭債権	**11,123**
有価証券	**39,285,682**
国債	3,521,760
地方債	10,773,111
社債	23,094,756
株式	462,987
その他の証券	1,433,067
貸出金	**147,480,060**
割引手形	144,790
手形貸付	4,365,353
証書貸付	140,487,500
当座貸越	2,482,415
外国為替	**70**
外国他店預け	70
その他資産	**1,415,427**
未決済為替貸	120,387
信金中金出資金	749,700
前払費用	25,652
未収収益	380,047
その他の資産	139,640
有形固定資産	**6,466,335**
建物	2,156,332
土地	3,917,613
リース資産	98,347
その他の有形固定資産	294,042
無形固定資産	**424,867**
ソフトウェア	19,247
その他の無形固定資産	405,620
繰延税金資産	**518,223**
債務保証見返	**14,400**
貸倒引当金	**△ 239,250**
（うち個別貸倒引当金）	（△ 52,864）
資産の部合計	**270,742,607**

科目	金額（千円）
（負債の部）	
預金積金	**260,576,133**
当座預金	1,855,866
普通預金	121,280,340
貯蓄預金	91,809
通知預金	25,036
定期預金	123,303,144
定期積金	12,989,437
その他の預金	1,030,499
その他負債	**776,737**
未決済為替借	136,561
未払費用	115,241
給付補填備金	3,548
未払法人税等	65,788
前受収益	50,143
払戻未済金	28,508
払戻未済持分	7,448
職員預り金	172,720
リース債務	104,903
その他の負債	91,873
賞与引当金	**82,517**
退職給付引当金	**787,081**
役員退職慰労引当金	**65,212**
睡眠預金払戻損失引当金	**12,530**
偶発損失引当金	**41,542**
再評価に係る繰延税金負債	**219,526**
債務保証	**14,400**
負債の部合計	**262,575,681**
（純資産の部）	
出資金	**1,778,803**
普通出資金	1,778,803
利益剰余金	**7,308,005**
利益準備金	1,423,021
その他利益剰余金	5,884,983
特別積立金	5,039,309
（うち100周年事業積立金）	（39,309）
当期未処分剰余金	845,674
処分未済持分	**△ 50**
会員勘定合計	**9,086,758**
その他有価証券評価差額金	**△ 1,298,634**
土地再評価差額金	**378,802**
評価・換算差額等合計	**△ 919,832**
純資産の部合計	**8,166,925**
負債及び純資産の部合計	**270,742,607**

損益計算書

第 71 期（2022 年 4 月 1日から 2023 年 3 月31日まで）

科　目	金額（千円）
経常収益	**3,369,936**
資金運用収益	2,893,358
貸出金利息	2,442,512
預け金利息	64,045
有価証券利息配当金	308,394
その他の受入利息	78,406
役務取引等収益	339,253
受入為替手数料	112,585
その他の役務収益	226,668
その他業務収益	52,374
外国為替売買益	5
国債等債券売却益	11,292
その他の業務収益	41,076
その他経常収益	84,949
貸倒引当金戻入益	288
償却債権取立益	3,513
株式等売却益	74,396
その他の経常収益	6,752
経常費用	**3,020,765**
資金調達費用	46,980
預金利息	44,633
給付補填備金繰入額	553
その他の支払利息	1,793
役務取引等費用	363,687
支払為替手数料	34,640
その他の役務費用	329,047
その他業務費用	44,583
国債等債券売却損	43,244
その他の業務費用	1,339
経費	2,540,799
人件費	1,544,631
物件費	893,341
税金	102,826
その他経常費用	24,713
貸出金償却	1,764
その他の経常費用	22,949

科　目	金額（千円）
経常利益	**349,171**
特別損失	**21,900**
固定資産処分損	1,209
その他の特別損失	20,690
税引前当期純利益	**327,271**
法人税、住民税及び事業税	**81,000**
法人税等調整額	**60,992**
法人税等合計	**141,992**
当期純利益	**185,278**
繰越金（当期首残高）	**639,705**
100 周年事業積立金取崩額	**20,690**
当期未処分剰余金	**845,674**

【損益計算書の注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純利益 5 円 23 銭。
3. 「その他の特別損失」には、100 周年事業による費用 20,690 千円を含んでおります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

【貸借対照表の注記】

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　3 年～ 39 年
その他　3 年～ 20 年
4．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
5．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
6．外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．貸倒引当金は、当金庫の定める「資産査定規程」及び「資産査定等に関する償却・引当規程」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 2,458 百万円であります。
8．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和 4 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,740,569 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426 百万円
差引額	△ 66,857 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 4 年 3 月 31 日現在）
0.1644%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 162,618 百万円及び別途積立金 95,760 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金 31 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
12．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13．役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14．消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税額等は「前払費用」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。
15．重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書

類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金　186 百万円
（上記のうち新型コロナウィルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当　161 百万円）
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 7. に記載しております。
貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や新型コロナウィルス感染症が債務者の事業に与える影響を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化や新型コロナウィルス感染症の発生状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。

17．有形固定資産の減価償却累計額 3,500 百万円

18．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,186 百万円
危険債権額	1,735 百万円
合計額	2,921 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19．手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 144 百万円であります。

20．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有 価 証 券	197 百万円
	その他の資産	2 百万円
担保資産に対応する債務	預金	514 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、信金中央金庫定期預金 3,000 百万円を差し入れております。

21．土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格、第 2 条第 2 号に定める都道府県基準地価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

22．出資 1 口当たりの純資産額 229 円 56 銭

23．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針に基づき、市場リスク管理規程・市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、常務会において決定された資金運用方針に則り、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に定期的に報告しております。

日常的には、総合企画部において債券の金利リスク量を日々計測し経営陣に報告するとともに、ALM 作業部会にて銀行勘定全体の金利リスクの動向及び統合的なリスク管理方針に基づく市場リスク限度額管理等についてモニタリングを行い、月次にて常務会・理事会に報告しております。

（ⅱ）株価変動リスクの管理

株価変動により影響を受ける上場株式等の有価証券の保有については、金利リスクと同様に常務会にて決定された資金運用方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程・市場リスク管理要領に従い行われております。

総合企画部では、株式・投資信託の市場運用商品の購入を行っておりますが、リスク量を日々計測し経営陣に報告するとともに、事前審査、投資限度額・アラームポイント等の設定のほか、ALM 作業部会、常務会においてリスクの動向について継続的なモニタリングを行い、理事会に報告しております。

（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、市場リスク量を VaR により計測（非上場株式等のシステム算出対象外資産は内部基準によりリスク量を算出して VaR に加算）し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

この VaR 算出にあたっては、分散共分散法（保有期間 6 ヵ月、信頼区間 99%、観測期間 3 年）を採用しており、令和 5 年 3 月 31 日現在で市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 1,182 百万円となっております（限度枠管理など実務上は有価証券のリスク量に評価差損（絶対値 1,452 百万円）を加算している為、市場リスク量は 2,635 百万円）。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があり、これに備える為、四半期毎に想定を超える事態を想定したストレステストを行い、VaR を補完しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24．金融商品の時価等に関する事項

令和 5 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、現金、外国為替（資産）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預け金（＊1）	72,825	72,863	38
（2）買入金銭債権	11		
貸倒引当金（＊2）	△0		
	11	11	0
（3）有価証券			
満期保有目的の債券	24	24	△0
その他有価証券	39,251	39,251	—
	39,276	39,276	△0
（4）貸出金（＊1）	147,480		
貸倒引当金（＊3）	△232		
	147,247	149,057	1,809
金融資産計	259,359	261,207	1,848
（1）預金積金（＊1）	260,576	260,543	△33
金融負債計	260,576	260,543	△33

（＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2）買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（＊3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）有価証券

株式及び信金中金優先出資証券は取引所の価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 25. から 26. に記載しております。

（4）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

（注 2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊ 1）	9
信金中金出資金（＊ 2）	749
合　計	759

（＊ 1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊ 2）信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24 -16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金　（＊ 1）	51,825	21,000	－	－
買入金銭債権	9	1	－	－
有価証券	5,203	7,331	12,153	14,100
満期保有目的の債券	24	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	5,179	7,331	12,153	14,100
貸出金　（＊ 2）	24,498	42,916	30,785	49,278
合　計	81,535	71,248	42,938	63,378

（＊ 1）預け金のうち、要求性預け金及び期間の定めの無いものは「1 年以内」に含めて開示しております。

（＊ 2）貸出金のうち、期間の定めの無いものは「1 年以内」に含めて開示しております。

（注 4）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金（＊）	242,731	17,803	3	36
合　計	242,731	17,803	3	36

（＊）預金積金のうち、要求払預金及び期間の定めの無いものは「1 年以内」に含めて開示しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	24	24	△ 0
	社　債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	24	24	△ 0
合　計		24	24	△ 0

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	329	247	82
	債　券	12,927	12,825	101
	国　債	1,498	1,490	7
	地方債	7,949	7,899	49
	社　債	3,480	3,435	45
	その他	772	663	109
	小　計	14,029	13,736	293
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	123	130	△ 7
	債　券	24,437	26,041	△ 1,604
	国　債	2,023	2,193	△ 169
	地方債	2,798	2,896	△ 98
	社　債	19,614	20,951	△ 1,337
	その他	660	794	△ 134
	小　計	25,221	26,967	△ 1,745
合　計		39,251	40,704	△ 1,452

26．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	270	74	－
債　券	6,378	11	△ 43
国　債	6,378	11	△ 43
地方債	－	－	－
社　債	－	－	－
その他	－	－	－
合　計	6,648	85	△ 43

27．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,948 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 4,574 百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	423 百万円
貸出金未収利息損金不算入	1 百万円
減価償却限度超過額	23 百万円
株式等償却自己否認	0 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	219 百万円
賞与引当金繰入限度超過額	23 百万円
その他資産償却限度超過額	9 百万円
固定資産減損損失	26 百万円
その他有価証券評価差額金	405 百万円
その他	45 百万円
繰延税金資産小計	1,178 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 651 百万円
評価性引当額小計	△ 651 百万円
繰延税金資産合計	527 百万円
繰延税金負債	
株式等未収配当金	8 百万円
繰延税金負債合計	8 百万円
繰延税金資産の純額	518 百万円

29．会計方針の変更

企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、当金庫が保有している投資信託については取引所の価格又は公表されている基準価額を時価としております。また、組合出資金については 24. に記載のとおり時価開示の対象とはしておりませんが、令和 5 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額は 749 百万円となります。

剰余金処分

第71期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）

科　　目		金　額（円）
当期末処分剰余金		845,674,191
剰余金処分額		54,040,397
利益準備金		19,000,000
普通出資に対する配当金	（年2%）	35,040,397
繰越金（当期末残高）		791,633,794

以上のとおりであります。

令和5年6月

世田谷信用金庫

会長	大場　信秀
理事長	大場　信綱
常務理事	三尾　豊
常務理事	山下　真見
常勤理事	宮井　克明
常勤理事	星野　修
理事	角田健一郎

上記各事項を監査の結果、正確であることを認めます。

令和5年6月

常勤監事	宗像　公夫
監事	松本　征
員外監事	福田　宏

ふれあいを大切に 102年

世田谷信用金庫

（東京都　12店舗）

店　　名	所　　在　　地	電　　話	ATM	貸金庫	夜間金庫
本店	世田谷区世田谷 1-23-3	03(3429)1151	●	●	●
池尻支店	世田谷区池尻 3-21-27	03(3422)7221	●	●	●
船橋支店	世田谷区船橋 1-29-1	03(3420)6161	●	●	－
若林支店	世田谷区上馬 5-40-16	03(3422)7231	●	●	－
用賀支店	世田谷区用賀 2-39-17	03(3700)7126	●	●	●
玉川支店	世田谷区玉川 3-19-1	03(3708)1281	●	●	●
区役所前支店	世田谷区若林 4-31-4	03(3419)5131	●	－	●
等々力支店	世田谷区等々力 3-13-1	03(3701)1141	●	●	－
駒沢支店	世田谷区駒沢 1-16-7	03(3422)3511	●	●	●
烏山支店	世田谷区南烏山 5-23-9	03(3307)8211	●	●	●
六本木支店	港区六本木 3-16-35 イースト六本木ビル 1-A	03(3568)6311	●	－	－
永福町支店	杉並区和泉 3-6-3	03(3322)4181	●	●	●

（神奈川県　2店舗）

宮崎台支店	川崎市宮前区宮崎 2-11-20	044(877)4441	●	●	●
青葉台支店	横浜市青葉区桜台 25-8	045(983)7111	●	●	－

（店外サービスコーナー）

千歳船橋駅前	世田谷区船橋 1-10-3	－	●	●	－

（ご相談窓口）

ローンプラザ 用賀	世田谷区用賀 2-39-17 （用賀支店内）	フリーダイヤル 0120-71-2703	〔平日〕 9：00～ 17：00
コンサルティング プラザ	世田谷区玉川 3-19-1 （玉川支店内）	フリーダイヤル 0120-86-5036	

※ ATM・貸金庫・夜間金庫の設置・・・●設置店　－未設置店
ATMのご利用時間…平日／8:45～21:00
土・日・祝日／9:00～17:00

ホームページアドレス
https://www.shinkin.co.jp/setagaya